

広島県告示第九百七十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援 医療の種類 | 指定年月日 |
|------------|---------------------|---------------|------------|
| アロー薬局甲山店 | 世羅郡世羅町西上原四八二―三 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| アイリス薬局 | 三次市南畑敷町七八―七 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| ふれあい薬局 | 大竹市新町一丁目一―四 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| にこぴん薬局松浜町店 | 福山市松浜町一丁目四―八 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| ウカイ薬局 | 府中市鶴飼町七二―三 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| フタバ薬局 | 福山市引野町四丁目二―二〇 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| ほのか薬局 | 三原市宗郷一丁目三―三〇 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| 四季が丘薬局 | 廿日市市四季が丘五丁目一三一―六 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| アイン薬局福山御幸店 | 福山市御幸町大字上岩成字正戸四六四―八 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |
| アイワ薬局 | 福山市加茂町中野四〇三―二三 | 精神通院医療 | 平成一九年一〇月一日 |